

施策分析シート（令和6年度）

No1

施策名	消費生活の安全安心の確保	施策No	05-07	部課名	産業経済部産業振興課
				課長名	石崎 内線 445

関連部課名	
-------	--

行政評価 事業体系	分野	Ⅲ	産業革新都市
	政策	05	活力ある地域経済づくり

目的	消費者トラブルを未然に防ぎ、区民一人一人が安全で安心な消費生活を送ることができるよう相談業務や普及啓発事業を推進する。
----	---

指	幸福実感指標名		指標の推移			指標に関する質問文		
			3年度	4年度	5年度			
	①	生活の安定	2. 70	2. 70	2. 70	生活を送るために必要な収入を得ていくことに不安を感じますか？		
	②							
	③							
標	④							
	施策の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	消費者相談受付件数（件）	1, 492	1, 762	1656	1800	2, 000	新規受付件数のみ
	②	相談件数中、高齢者の相談件数（件）	549	674	573	540	600	
	③	講座実施数（回）	58	91	81	80	80	消費者講座・出前講座・地域連携消費者講座・推進講座を含む。
	④	講座参加者数（人）	1, 446	1, 823	1, 657	2000	2, 500	
	⑤							

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	36,872	37,603	731	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	4,083	4,435	352		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	8,046	3,250	▲ 4,796
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	231	403	172		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	8,046	3,250	▲ 4,796
		賞与・退職給与引当金繰入額	3,002	2,745	▲ 257		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 36,142	▲ 41,936	▲ 5,794
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)		44,188	45,186	998	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 36,142	▲ 41,936	▲ 5,794	
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 36,142	▲ 41,936	▲ 5,794	
貸借対照表	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	流動資産	収入未済	0	0	0	流動負債		656	1,002	346
		不納欠損引当金	0	0	0		還付未済金	0	0	0
		その他の流動資産	0	0	0		特別区債	0	0	0
	固定資産	有形固定資産	0	0	0	固定負債	賞与引当金	656	1,002	346
		土地	0	0	0		その他の流動負債	0	0	0
		建物	0	0	0		固定負債	4,894	6,111	1,217
		建物減価償却累計額	0	0	0		特別区債	0	0	0
		工作物等	0	0	0		退職給与引当金	4,894	6,111	1,217
		工作物等減価償却累計額	0	0	0		その他の固定負債	0	0	0
		無形固定資産	0	0	0		負債の部合計	5,550	7,113	1,563
		建設仮勘定	0	0	0		正味財産	▲ 5,550	▲ 7,113	▲ 1,563
		その他の固定資産	0	0	0		正味財産の部合計	▲ 5,550	▲ 7,113	▲ 1,563
		資産の部合計		0	0		0	負債及び正味財産の部合計		0

財務諸表に関する特徴的事項等

○行政収入「都支出金」は、地方消費者行政強化交付金であり、うち推進事業として相談員1名の増員に係る経費が交付されていたが、令和4年度で同事業による交付が終了したため、減少している。

施策の現状・課題・今後の方向性

現状	○令和5年度に寄せられた消費生活に関する相談件数は1656件となっている。新型コロナウイルス感染症に係る行動制限が緩和された頃から相談件数が増加したものの、相談総件数は令和4年度と比べて106件程度減少した。 ○荒川区は、高齢者のいる世帯の半分近くが一人暮らしである。高齢者の独居化により、周囲の目が届きにくく、相談がしにくい等、消費者被害の発見が遅れて深刻化する場合もある。また、悪質商法の手口は手の込んだものとなっており、消費者が騙されたことに気付かないような巧妙なものが増加している。 ○30歳未満の若年層が契約当事者である相談は、令和3年度は201件、令和4年度は207件、令和5年度は193件となり、高止まりの状況が続いている。 ○新型コロナウイルス感染症の影響で訪問販売や通信販売の相談が増加している。 ○センターでは対応できない個人事業者からの相談も増加している。
課題	○寄せられた相談では、誰にも相談せず、なかなか気付かれなかった結果、消費者被害が拡大しているケースが多いため、初期段階で迅速かつ適切な対応を行い、被害の拡大防止につながる仕組みを作る必要がある。 ○高齢者や社会経験が乏しい若者を狙った悪質商法が新しい手口で次々と現れ、巧妙化が進んでいる。手口の最新情報が十分に行きわたる前に、被害が拡大しており対策が必要である。 ○一度、悪質な訪問販売の被害にあうと次々と悪質な訪問販売の被害にあう場合が多く、被害額が高額となってしまうため、未然防止のための対策が必要となっている。 ○通信手段の大幅な進歩により、インターネット通販などのネット取引に伴うトラブルや、SNSをきっかけとして消費者被害に遭う事例もみられる。消費者被害を未然に防ぐには、区民一人一人が正しい知識を身につける必要がある。 ○若年層の契約トラブルにおいて、件数が増加しているだけでなく、契約金額が高額となっているケースが増加しており、若年層への啓発が重要な課題となっている。 ○個人事業者への注意喚起や相談窓口紹介が必要となっている。
今後の方向性	○国民生活センターや都などの関係機関と連携を図り、相談体制を強化するとともに、人材確保のために相談員の処遇改善を図る。 ○区報による啓発記事などにより、消費生活に関する知識を定期的に情報発信する。また、みまもり配食サービスで啓発チラシを配布するなど、情報が届きにくい一人暮らし高齢者等にも注意喚起を図るとともに、地域団体、事業者等と協働し、地域の見守り強化を図る。 ○悪質な訪問販売による被害を防ぐために、訪問販売お断りステッカーの配付を継続するとともに、生活安全課等と連携し被害未然防止のための周知啓発を実施する。 ○インターネット・SNS等を利用した新たな手口の周知も含め消費者教育を効果的に行うとともに、消費生活に関わる問題意識のより一層の向上を図るため、消費者講座の内容や実施方法について、更なる創意工夫を実践していく。 ○令和4年4月からの成年年齢引き下げに伴う若年層への消費者教育について、区内教育機関を含む関係部署等と連携し、効果的に実施していく。 ○新たな社会問題への知識向上を図るため情報収集や研修を充実する。 ○個人事業者を含む中小企業向けの契約トラブル相談窓口について、周知する。

施策の分類		分類についての説明・意見等
6年度	7年度	
重点的に推進	重点的に推進	区民の消費生活の安定と向上を図ることは重要な課題であり、消費生活に関する相談や情報提供、啓発活動を行う当該施策の優先度は極めて高いため、重点的に推進する。

施策を構成する事務事業の分類								
事務事業名	事務事業 No	行政費用（千円）		決算額（千円）		施策推進のた めの分類		分類についての説明・意見等
		4年度	5年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
消費者啓発事業	06-01-28	10,694	11,519	2,306	3,011	重点的 に推進	重点的 に推進	消費者の安全・安心の確保 や自立の支援、消費者トラブ ル等に対する啓発活動の場と して実施する事業であるた め、重点的に推進する。
消費者相談事業	06-01-30	32,296	32,453	24,478	24,216	重点的 に推進	重点的 に推進	消費生活の安全安心の確保 のため、消費者問題への迅速 な対応と解決を図る事業であ るため、重点的に推進する。
消費生活の表示に関する 立入検査等事務	06-01-31	1,199	1,216	—	—	継続	継続	法律に基づく立入検査等事 務であるため、継続して実施 する。
合 計		44,189	45,188	26,784	27,227			